地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について
- (1)産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心で質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。
- (3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保 や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮 小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (4) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (5) 予防接種について
 - ① 子宮頸がん、インフルエンザ菌 b 型 (H i b)及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHOが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。
 - ② 都市自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、既に定期接種化されている予防接種を含め、国において、十分な財政支援策を講じること。
 - ③ 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。
- 2. 少子化対策について

(1) 子ども・子育て新システムについて

- ① 地域のニーズに基づいた総合的な子育て施策の展開が可能となるよう、実施 主体である都市自治体に給付と事業を実施する権限と財源を付与すること。
- ② 利用者、事業者及び都市自治体が新システムに円滑に移行できるよう、十分かつ適切な準備期間を確保するとともに、利用者等に対し周知に努めること。 併せて、事務的経費等について必要な財源措置を講じること。

また、今後、制度の詳細の検討にあたっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映させること。

- ③ 利用者や都市自治体の負担増大を招くことのないよう、継続性のある十分な財源を確実に確保すること。
- ④ こども園(仮称)の指定・指導監督の主体は市町村とし、その実現を図ること。
- ⑤ こども園(仮称)の推進に当たっては、国の所管の一本化を図ること。
- ⑥ 全国一律の現金給付については、都市自治体の裁量の余地がないことから、 子ども・子育て包括交付金(仮称)の対象から除外すること。

また、保育サービスをはじめとする子育て関係経費(現物給付)については、 都市自治体が地域の実情に応じて責任を果たせるよう、最大限使途を弾力化し た交付金とすること。

(2) 児童手当等について

- ① 全国一律の現金給付である児童手当について、支給に係る都市自治体の負担 軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- ② 児童手当からの特別徴収について、給食費等を対象とするなど真に実効性のある制度とすること。
- ③ 年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その使途については、地方の裁量に委ねること。
- ④ 制度改正に当たっては、都市自治体と丁寧に協議し、地方の意見を十分に反映するとともに、十分な周知と準備期間の確保を図ること。
- (3) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- (4) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

- 3. 障害者施策の充実について
- (1) 新たな障害者制度に移行するまでの間、障害者の自立と社会参加に向けた施策 の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業及び障害児通所支援事業等 について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないよう、地域の 実態を踏まえ、十分な財政措置や制度の見直しを図ること。
- (2) 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、制度設計や国と地方の役割分担等についての速やかな情報提供や十分な準備期間の確保等、必要な措置を講じたうえで、関係者や都市自治体の意見を十分反映し、障害者の生活が保障された安定的な制度とし、国民への周知を十分に図ること。

また、障害者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう、利用者負担に 配慮するとともに、制度移行に係るシステム改修費等について十分な財政措置を 講じること。

(3) 事業者による安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。